

## ○事務官等の昇格実施について（通達）

平成26年5月30日  
海幕補第4912号

改正 平成28年10月1日 海幕補第1581号 [第1次改正]  
平成31年2月4日 海幕補第227号 [第2次改正]  
令和3年3月12日 海幕補第569号 [第3次改正]

海上幕僚長から  
各部隊の長 } あて  
各機関の長 }

### 事務官等の昇格実施について（通達）

標記について、下記のとおり定める。

事務官等の昇任実施について（通達）（海幕人第5378号。45. 10. 27）は、廃止する。

#### 記

#### 1 目的

この通達は、事務官等の昇格に関して必要な資格及び手続を定めることを目的とする。

#### 2 昇格期日

4月1日及び10月1日とする。ただし、4月1日付昇格に係る任免権者（任命権に関する訓令第2条第2号に掲げる者をいう。以下同じ。）による選考作業は、4月1日以降に実施し、4月1日に遡及し発令する。

#### 3 昇格手続基準日

前年度の2月20日とする。

#### 4 昇格の原則

(1) 昇格は、勤務成績が優秀であって、昇格させた場合に、その級に相応する職務を十分に遂行することができる者と認められる者に対して行うものとする。

(2) 昇格は、部隊及び機関（以下「部隊等」という。）別に定められた級別定数のうち、同一俸給表の上位の職務の級に欠員がある場合に行うものとする。

(3) 昇格は、第5項に定める昇格資格を有する者で、かつ、当該年度の昇格選考名簿に登載されている者のうちから、それぞれの年度の昇格定数の範囲内で行うものとする。

(4) 昇格定数は、当該年度の間を使用するものとする。

## 5 昇格資格者

それぞれの昇格日において、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 368 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定により一般職に属する国家公務員の例によることとなっている、人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）に規定する昇格資格（必要在級年数の場合休職期間を除算）を満たしている者を昇格資格者とする。

## 6 昇格の適用除外者

昇格手続基準日において、次の各号の一に該当するときは、その者を当該年度の昇格資格者とすることができない。

### (1) 休職中の者

(2) 懲戒処分（懲戒処分等の基準に関する達（昭和 53 年海上自衛隊達第 26 号）第 2 条に規定する懲戒処分をいう。）を受けた日から軽処分にあつては 1 か年、重処分にあつては 2 か年の期間を経過しない者。ただし、当該懲戒処分が、その者の監督責任を問われたものであるときは、それぞれの期間の 2 分の 1 を経過していないときとする。

(3) 俸給表の適用を異にして異動した者で、現に属する職務の級に在級する年数がそれぞれの昇格日において 1 か年を経過しない者

## 7 2 級への昇格定数の指示

海上幕僚長は、2 級への昇格定数を定め、6 月 10 日までに地方総監に指示する。

## 8 昇格選考名簿の作成

任免権者は、昇格選考名簿（別紙のとおり。）を作成し選考するものとする。

なお、昇格発令までの間において採用及び転任等により昇格選考名簿に増減があった場合には、関係任免権者と協議し速やかに当該名簿の加除を行う。

## 9 昇格選考名簿作成要領

### (1) 作成区分

名簿は、次を除き、昇格させる級ごと作成する。

#### ア 昇格級：行政職（一）2 級

一般職（大卒）及び専門職試験とその他の者を別様に作成する。

#### イ 昇格級：行政職（二）

電話交換手、守衛及びその他の者を各級別様に作成する。

#### ウ 昇格級：医療職（二）

薬剤師、栄養士、臨床検査技士、診療放射線技師、臨床工学技師、心理療法士及び歯科衛生士を各級別葉に作成する。

### (2) 年 齢

翌年度の 4 月 1 日現在において算出された満年齢を記入する。

(3) 所 属

現在発令されている官職を記入する。(略称可)

(4) 在級年数(経験年数)

当年度の10月1日現在において算出された年数を記入する。

なお、経験年数(最も新しい学歴区分以後の年数を人事院規則9-8別表第4により換算して得られる年数)は、以下の昇格級または適用俸給のみ記入する。

昇 格 級：行政職(一)2級

適用俸給：行政職(二)及び医療職(三)

(5) 人事評価

直近2回の能力評価及び直近4回の業績評価の調整者の全体評語を記入する。

